

令和元年度 第5回地域生活支援拠点検討部会 記録

令和元年9月19日(木) 13:30~15:00 リハセンター

参加者) もえぎの里 若葉Ⅱ クローバーハウスこがも 支援センターたかまつ
支援センターりゅううん 高松市障がい福祉課 直島町住民福祉課
基幹センター中核拠点

1. 進捗状況の確認

① 計画相談が終了するときの確認事項について

前回作成した資料にて相談支援部会で紹介し、相談支援専門員に意見をもらう。相談支援専門員の意見を元に修正する。

- ・「行政への報告」は所定様式があるものでもなく、強制力があるものではない。
- ・面識がない人につなげることが可能なのか？
- ・民生委員等に繋がればそれも一つ。サービス利用中から関わっているも民生委員さんであれば繋がりやすいケースも。
- ・いずれにせよ、次に繋ぐということをかなり意識していないと見落とししてしまう可能性がある。

② 地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同加算について相談支援部会での説明の報告

- ・9/19 相談支援部会で説明した。今後、各相談支援事業所から問合せの連絡が入ることが予測される。
- ・実際のケースからの加算請求を説明してもらえると分かりやすいかもしれない。

2. 今後のスケジュール（緊急時の対応について）

- ・サービス利用なし → 検証を中核で進め、課題の整理を行なう。
中核のケースの緊急度をチェックした。
1番多いのは、たちまち困る状態は考えられず、今からどう自立に向けていくか、サービスに繋がっていくかが対応課題。
- ・緊急時の対応をプランに盛り込んでいくことについては、概ね進んでいる。内容の検証実施へ。
- ・通所施設でも個別支援計画に緊急のことは記している。(連絡先等を記載)しかし、なぜか短期入所は個別支援計画を作成しなくてもよいことになっている。
- ・相談支援専門員が緊急用に短期入所を！と見学や利用を勧める一方で、本人・家族は必要性を感じておらず、「専門員に言われて来たが、契約が必要か？」と短期の見学に来られたケースがあった。実際に緊急時があった場合も、事業所に直接電話がかかってくる可能性が高い。そもそも、相談支援専門員のアセスメントが不十分ではないか。
- ・短期の緊急用というのは、事業所選定が後回しで、支給決定が先になされる。支給決定の際の担当者会議にも参加していない場合が多く、他事業所の意見や情報交換もできていない状態があるのではないか。相談支援専門員とサビ管の連携が図れていない。